

【白石区P T A連合会ホームページ運用規定】

[運営目的]

第1条

札幌市白石区P T A連合会（以下「白石区P連」という）が白石区P連のホームページ（以下「HP」という）を運営する目的は以下の通りとする。

- (1) 白石区P連の会務運営に関する情報を速やかに白石区所属のP T A会員に知らせること。
- (2) 白石区P連、単位P T Aの活動を近隣地域に紹介し、情報交流を促すこと。

[運営主体]

第2条

- (1) HPは白石区P連が主体的に運営し、会長がその責任を負う。
- (2) 白石区P連役員等はHP運営の目的達成のため積極的な協力を惜しまない。
- (3) 本規定の内容に関する改変等は会長が提案し、役員会の議を経て決定する。

[HPの管理]

第3条

- (1) **HPの管理は、広報委員会 I T担当副会長が行う。**また、広報委員会で I T班を編成することとする。
- (2) **広報委員会 I T担当副会長を I T班担当リーダーとする。**
I T班担当リーダーは、**広報委員長&事務局長と連携を密にし、HP更新のための取材・編集等の活動を実施する。**I T班担当委員は若干名とする。
- (3) **HPの掲載情報に関する基準等については、白石区P連個人情報取扱規則に従い、白石区P連事務局と広報委員会 I T班が連携して掲載、情報の品位の維持に努める。**

[I S P 契約]

第4条

HPの運用に伴うインターネット・サービス・プロバイダ等との契約事項（以下「I S P 契約」という）は、**広報委員会 I T担当副会長**が役員会に提案し、役員会の審議を経て、決定する。

- (1) I S P 契約に伴う認証情報（ログイン名・パスワード等）は、**広報委員会 I T担当副会長**が、これらを不正に使用されないように管理する。
- (2) HPの運用に関わる費用のうち、以下に掲げるものは、白石区P連一般会計の通信経費を当てる。
 - ① I S P 契約経費
 - ② ホームページのサーバー借上げ費用
 - ③ ダイアルアップ接続等に伴う電話料金

[運営の改廃]

第5条

- (1) HPの運用形態について、下記に掲げるような著しい改変を行おうとするとき、3ヶ月前までに役員会の承認を得て、HP上でその旨を告知し、改変後も3ヶ月間以上元のURL（HPホームページアドレス）で改変の内容を掲示する。ただし、特別な事情で3ヶ月間の期間が設けられないときはこの限りではない。
 - ① 白石区P連の分割または統合に伴う組織名等の変更
 - ② I S P 契約の変更に伴うURLの変更
 - ③ その他、役員会が認めたもの
- (2) HPの運営を休止または廃止使用とする場合はその6ヶ月前までに役員会にこれを提案し、役員会が承認した場合は速やかにその旨をHP上で告知する。

付則：この規定は 平成19年5月11日から実施する。
(平成21年5月 8日一部改正)
(平成30年5月11日一部改正)
(令和 2年5月 8日一部改正)